令和７年度
とびっこクラブ入会案内

八丈町福祉健康課厚生係

（八丈町役場１階７番カウンター）

〒100-1498　東京都八丈島八丈町大賀郷2551番地2
電話　04996-2-5570

☆とびっこクラブとは

とびっこクラブは、保護者が就労などにより昼間留守になる家庭の小学生を対象とした、放課後の生活の場です。子どもたちが安心して楽しく過ごせるよう、支援員が常駐し、遊びや集団活動を行っています。

１．対象

町内の小学校に通っていて、保護者と児童の状況が入会要件に該当すること。
※年度途中に要件を満たさなくなった場合には、その時点で退会していただきます。

２．入会期間

４月１日から翌年３月末日の１年間です。定員に空きがある場合は、年度途中の入会もできます（７ページの「年度途中の入会について」参照）。入会は、１年ごとの申請（年度単位の利用）となりますので、現在入会されている方も、引き続き翌年度の入会を希望される場合は、あらためて申請していただく必要があります。

３．運営日と時間

通常運営日					土曜日の利用
月	火	水	木	金	土
○学校があるとき（始業式・終業式含む） 放課後～１６：３０【チケット不要×】 ※がじゅまると同時進行。予約なしでご利用いただけます。 おやつは出ません。 冬時間（１０～２月）と三原小は１６時まで。 ＜利用者がいる場合のみ開所＞ 放課後～１８時【チケット必要◎】 おやつ時間　１６時～１６時半頃 ○学校休業日（長期休み等）【チケット必要◎】 ８：３０～１６：３０ → お迎えなしでのご帰宅が可能です。 ※冬時間・三原小は１６時まで １６：３０～１８：００ → お迎えが必要です。利用者がいない場合は閉所します。 おやつ時間　１５時～１５時半頃					土曜登録が承認された方で申し込みがあった場合のみ開所いたします。 運営時間等は学校休業日と同じです。

※日曜日、祝日及び年末年始はお休みです。
※おやつ時間より早く帰宅する場合はおやつの提供はされません。

４．費用

日額　３００円（保育料及びおやつ代）
事前にチケットを購入していただきます。
ただし、がじゅまる広場の運営時間帯のみ利用する場合はチケット代はかかりません。
※がじゅまる広場：学校のあるときの放課後～午後４時（三小・大小は夏時間４時半）

５．定員

とびっこクラブは、定員を設けています。定員を超える申請があった場合には、入会できない場合があります。また、特別支援児童については、特別支援サポーターの人数を超えての受け入れはできません。

三小とびっこクラブ	45 名
大小とびっこクラブ	40 名
三原小とびっこクラブ	21 名

６．入会要件

以下の①から③の要件をすべて満たしている児童が入会対象となります。

①　保護者の状況
ア　保護者の就労等が、「基準指数」のいずれかの状況にあること。
　就労の場合は、１日４時間以上、月曜～土曜日の間に３日以上（４週で１２日以上）勤務していること（月４８時間以上の就労）。
イ　児童の保育が必要な日が、月曜～土曜日の間に３日以上（４週で１２日以上）あること。
※保護者のどちらか一方が休みの日は保育が必要な日にはあたらない。

②　児童の状況
ア　保育の必要な日が３日以上（４週で１２日以上）あること。
※　保育が必要な日に「定期的な習い事や塾」等があり、常態としてクラブを欠席する日は出席日数－１日として換算する。
イ　集団生活が可能であること。
ウ　クラブの生活において医療的ケアを必要としないこと。

③　指数
　基準指数と調整指数を合算し５以上であること。

７．指数

① 基準指数

保護者のうち低い方の指数を適用します。

※就労と介護等、複数の状況にある保護者の指数は、該当する指数の平均値を基準指数とします。

※下表の「自宅内」とは、居宅の他、同一敷地または隣接敷地の建物内を含みます。

※下表の「自宅外」とは、「自宅内」以外の場所のことを指します。

<table>
<tr><th colspan="5">保護者の状況等</th><th>指数</th></tr>
<tr><td colspan="5">就労
勤務時間が１日４時間以上、月～土に３日以上（4 週で 12 日以上）の勤務をしていること。</td><td>10</td></tr>
<tr><td rowspan="5">疾病
入院または自宅療養のため、常態として児童の保育にあたれない状況にあること。</td><td colspan="4">長期入院（１ヶ月以上）</td><td>10</td></tr>
<tr><td rowspan="4">自宅療養</td><td colspan="3">常時臥床</td><td>10</td></tr>
<tr><td rowspan="2">精神性疾患</td><td colspan="2">精神障害者保健福祉手帳１級・２級程度</td><td>10</td></tr>
<tr><td colspan="2">上記以外の程度</td><td>8</td></tr>
<tr><td colspan="3">一般療養等</td><td>6</td></tr>
<tr><td rowspan="7">障害
右記のいずれかの手帳を交付されており、常態として児童の保育にあたれない状況にあること。</td><td rowspan="3">身体</td><td colspan="3">身体障害者手帳１級・２級</td><td>10</td></tr>
<tr><td colspan="3">身体障害者手帳３級</td><td>8</td></tr>
<tr><td colspan="3">身体障害者手帳４級</td><td>6</td></tr>
<tr><td rowspan="2">知的</td><td colspan="3">愛の手帳１度・２度・３度</td><td>10</td></tr>
<tr><td colspan="3">愛の手帳４度</td><td>8</td></tr>
<tr><td rowspan="2">精神</td><td colspan="3">精神障害者保健福祉手帳１級・２級</td><td>10</td></tr>
<tr><td colspan="3">精神障害者保健福祉手帳３級</td><td>8</td></tr>
<tr><td rowspan="6">看護・介護
親族等の看護・介護のため、状態として児童の保育にあたれない状況にあること。</td><td colspan="2">日中１人で次の者を在宅介護
・要介護４・５の高齢者
・身体障害者手帳１級・２級
・愛の手帳１度・２度
・その他、上記同様の状態にある者</td><td>自宅外</td><td></td><td>10</td></tr>
<tr><td rowspan="2">自宅内</td><td></td><td>6</td></tr>
<tr><td>通院の付添いが介護日数の２分の１以上ある場合</td><td>7</td></tr>
<tr><td colspan="2">日中１人で次の者を在宅介護
・要介護３の高齢者
・身体障害者手帳３級
・愛の手帳３度・４度
・その他、上記同様の状態にある者</td><td>自宅外</td><td></td><td>9</td></tr>
<tr><td rowspan="2">自宅内</td><td></td><td>5</td></tr>
<tr><td>通院の付添いが介護日数の２分の１以上ある場合</td><td>6</td></tr>
<tr><td colspan="4">入院している者の付添い
（病院から常時付添いを求められている場合に限る）</td><td>10</td></tr>
<tr><td colspan="3">両親の不存在等により親族等が養育している場合</td><td colspan="2">養育者の就労状況等を上記に適用</td></tr>
<tr><td colspan="3">上記以外で保育が特例的に必要と認められる場合</td><td colspan="2">上記のいずれかの適切な基準を適用</td></tr>
</table>

② 調整指数

<table>
<tr><th colspan="3">条件</th><th>調整指数</th><th>備考</th></tr>
<tr><td rowspan="4">保育の必要な日の日数による調整</td><td colspan="2">月～土の間に週６日（４週で２４日）の場合</td><td>＋１</td><td rowspan="4">とびっこだけでなく、がじゅまるの利用日も含む。</td></tr>
<tr><td colspan="2">月～土の間に週5日（4週で 20～23 日）の場合</td><td>０</td></tr>
<tr><td colspan="2">月～土の間に週4日（4週で 16～19 日）の場合</td><td>－１</td></tr>
<tr><td colspan="2">月～土の間に週3日（4週で 12～15 日）の場合</td><td>－３</td></tr>
<tr><td rowspan="3">世帯の状況による調整</td><td rowspan="2">ひとり親世帯</td><td>１・２年生</td><td>＋２</td><td rowspan="2">※単身赴任中の場合、離婚調停中・行方不明・配偶者の虐待による逃避の場合を含む。</td></tr>
<tr><td>３・４・５・６年生</td><td>＋１</td></tr>
<tr><td colspan="2">両親の不存在等により親族等が養育している世帯</td><td>＋２</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="6">学年による調整</td><td colspan="2">１年生</td><td>＋２</td><td rowspan="6">※特別支援児童は適用しない。</td></tr>
<tr><td colspan="2">２年生</td><td>０</td></tr>
<tr><td colspan="2">３年生</td><td>－２</td></tr>
<tr><td colspan="2">４年生</td><td>－４</td></tr>
<tr><td colspan="2">５年生</td><td rowspan="2">－５</td></tr>
<tr><td colspan="2">６年生</td></tr>
<tr><td>障害等のある児童</td><td colspan="2">1～６年生</td><td>＋３</td><td>養護学校等の特別支援学校又は特別支援学級に在籍する児童、或いは愛の手帳等の療育手帳を持っている児童に適用する。</td></tr>
<tr><td colspan="3">保育料等を過去３ヶ月以上滞納している場合
（兄弟姉妹に係る利用料を滞納している場合を含む）</td><td>－３</td><td>※入会決定時点の納付状況による</td></tr>
<tr><td colspan="3">保護者のいずれかがとびっこまたはがじゅまるの指導員として就労していること</td><td>＋１</td><td>指導員確保のための措置となります。就労をご希望の方はお気軽にお問合せください。</td></tr>
</table>

８．土曜日登録について（別途申請が必要です）

保護者双方の土曜日の勤務が定期的に（月１回以上）ある場合に登録できます。
土曜日登録が承認された場合、保護者双方ともに勤務のある日のみ利用できます。
※産休・育休中の利用はできません。

９．入会の順位について

指数が同じ児童が複数いる場合は、原則として次の順位により入会を決定します。

入会決定順位	内容
１	特別支援児童
２	学年の低い児童
３	ひとり親世帯・両親の不存在等により親族等が養育している世帯の児童
４	保護者の就労等が自宅外の児童
５	同居又は同一敷地内の建物（隣接敷地内及び集合住宅を含む）に居住の祖父母がいない児童
６	保育の必要な日の日数の多い児童
７	保育の必要な日の判定条件にあたる就労等の時間の４週間あたりの総時間数（保護者のうち時間の短い方）の多い児童

☆申請から入会まで

１．申請期間など

入会申請書類の配布期間	令和７年１月３１日から八丈町福祉健康課厚生係および各とびっこ教室で配布します。 （八丈町のＨＰからもダウンロードできます）
入会申請受付期間	令和７年２月３日から令和７年２月２８日まで 申請先：八丈町福祉健康課厚生係 ※学校では受け付けません。
入会審査結果通知書の発送	令和７年３月１１日頃（４月初日から利用される方へは利用調査票も一緒にお送りします）

２．申請に必要な書類

①　申請書

申請書はお子さん一人につき一部提出してください。

書類名	内容
入会申請書	月～金曜日までの利用申請です。
土曜利用申請書	土曜日の利用を申請する場合に必要です。

②　就労等の状況を証明する書類

保護者双方の書類が必要になります。

兄弟姉妹など二人以上が入会する場合、保護者一名につき各一部でかまいません。
転職、異動等で状況が変わった場合は、新たに出し直してください。

保護者の状況	書類名	内容
雇用されている方	就労証明書 復職証明書 （４月中に育休から復職される方）	勤務先で記入してもらってください。 ※４月１日現在育児休業中の場合は対象になりません。ただし、４月中に復職予定の方は対象とします。就労証明書に復職予定日を記入して、復職後に復職証明書を提出してください。
ご自分が証明者になる方（自営業・事業主・フリーランスなど）	就労状況申告書 就労等実績申出書 〔週単位〕または〔月単位〕 証明書類	ご自身でご記入ください。 過去１週間または１か月の就労実態を、就労等実績申出書（〔週単位〕または〔月単位〕）にご記入ください。 併せて、仕事の内容・仕事量が証明できる書類のコピーを添付してください。
内職をしている方	就労証明書 就労等実績申出書 〔週単位〕	就労証明書を内職発注元に記入してもらってください。就労等申出書〔週単位〕は、ご自身で状況を記入してください。
入院・療養等の方	申出書 就労等実績申出書 〔週単位〕 診断書等	ご自身で、申出書に状況を記入し、就労等実績申出書〔週単位〕に過去１週間の実績を記入してください。併せて、診断書など状況のわかるものを添付してください。 ※産休の場合は、母子手帳（出産予定日の書かれたページ）の写しを添付してください。
障害のある方	申出書 手帳の写し	ご自身で、申出書に状況を記入してください。併せて、身体障害者手帳、愛の手帳または精神障害者保健福祉手帳の写しを添付してください。
看護・介護をしている方	申出書 就労等実績申出書 〔週単位〕 診断書・介護保険証等	ご自身で、申出書に状況を記入し、就労等実績申出書〔週単位〕に過去１週間の実績を記入してください。併せて、介護保険証や障害者手帳または愛の手帳の写し、診断書やケアプランの写しなど状況のわかるものを添付してください。

■同居・同一敷地内・近隣（自宅より概ね５００m以内）在住の７５歳未満の祖父母がいる場合
祖父母が就労等により児童の保育にあたれない場合は、上記の「②就労等の状況を証明する書類」に準じて、その状況を証明する必要な書類を提出してください。

なお、児童の保育にあたれない理由として、ボランティアや生涯学習活動などをされている場合は、「申出書」とその状況が確認できるものを提出してください。

■会社経営・自営・個人事業主の方へ

ご自分が就労の証明者になる場合には、「就労状況申告書」および「就労等実績申出書〔週単位〕」または「就労等実績申出書〔月単位〕」の提出と併せて、それを客観的に証明する書類を提出していただきます。

例えば、下表のような、事業主の名前・開設している住所などが明記された証明書の写しや、仕事の内容や時間などがわかるものです。

仕事の種類・形態等	添付書類
飲食店を開設している	保健所等が発行している飲食店営業許可の写し　および営業時間の載っているチラシなど
美容院・理容院等を開設している	保健所等が発行している確認証の写し　および営業時間が載っているチラシなど
個人経営の病院や歯科医院などを開業している	保健所等が発行している開設許可証の写しおよび診療時間が載っている診察券など
会社を経営している	営業許可の写し　および会社のチラシなど
ピアノ教室・塾などを開設している	教室の案内書など
事業・仕事を個人で請け負っている	契約書の写し　および受注票など
フリーライター・執筆業・漫画家・翻訳家・研究家など	契約書の写し　および執筆した書籍・記事などで署名が付記されているものなど
フリーの技術者	契約書の写し　およびシフト表など
Ｗｅｂデザイナー	受注票など。ＨＰの場合は、個人の住所・名前が明記されているもの

■育児休業取得の場合

育児休業取得中は、とびっこクラブには入会できません。

ただし、４月中に復職する場合のみ、新年度の入会受付期間に申請することができます。就労証明書に、復職した場合の勤務日や時間等を記入してもらい、備考欄に育児休業期間と復職予定日を明記してもらってください。復職後は速やかに、「復職証明書」を提出してください。

年度途中に育児休業に入られた場合は退会となりますので、「退会届」を提出してください。

なお、産休中は申請ができますが、土曜日利用の申請はできません。

３．年度途中の入会について

年度途中に転入、保護者が就職、就労時間増による変更など特別な事情がある場合は、随時入会の申請ができます。入会審査には１週間程度かかりますので、実際の入会はそれ以降となります。ただし、定員に達している場合は入会できませんので、あらかじめ各クラブの空き状況をご確認ください。

☆入会後のとびっこクラブの利用のしかた

１.チケット購入

★チケットは１枚から購入可能です。福祉健康課厚生係または各出張所で購入してください。（購入できる時間：土日祝日をのぞく午前９時～午後５時）

★チケットの有効期間は、毎年４月１日から翌年５月３１日です。払い戻し等は出来ませんのでご注意ください。

★イベント時に、チケットのほか材料費や入場料を徴収することがあります。

２.利用について

★連絡帳とチケットを毎回持参します（がじゅまる広場のみを利用する場合は不要です）。連絡帳とネームプレートホルダーは福祉健康課厚生係で配布しています。ネームプレートホルダーはチケット入れとしてご利用ください。年度を越えて継続利用する児童の連絡帳は中身を差し替えて毎年使っています。紛失・破損時のみ再度お渡しします。

★出席する場合は、１週間前までに電話・メール・連絡帳等で教室まで連絡してください。出席の予定が欠席になった場合も上記のいずれかの方法で必ず連絡をしてください。

★入会の必要がなくなったり、入会要件を満たさなくなった場合は「退会届」をご提出ください。なお、入会要件に該当しなくなった場合や連絡なく長期にわたって欠席された時は入会を取り消す場合もあります。

3.連絡帳利用方法

★連絡帳は出欠をはじめ、お子様の状況について記入してください。

★連絡帳は支援員が予定表に書き込み後、記入欄にチェックをしてお返しします。予定が早くわかる方はできるだけ先までの記入をお願いいたします。

★支援員が記入欄チェック後に予定を変更した場合は、通信欄にその旨を記入してください。その他連絡事項がありましたら、通信欄に記入をお願いいたします。

4.保護者の方の送り迎え

★午後４時（三小・大小は夏時間午後４時３０分）を過ぎる場合は必ず保護者の方の送り迎えが必要になります。

5.弁当について

★夏休み等学校休業日の１日預かり実施期間は弁当持ちが可能です。とびっこ教室で預かりますので登校後、朝、支援員へ渡してください。教室での保管となりますので、保冷剤や保冷バッグのご利用をお願いします。

★始業式・終業式の日も弁当持ちが可能です。行事の終了後からとびっこ教室をご利用いただけます。行事の終了までお弁当は自己保管（各自のランドセルやロッカーに保管）になりますので、保冷剤や保冷バッグのご利用をお願いします。

6.禁止していること

★飲食物・遊具の持ち込みは禁止です。（水分補給の飲料を用意しています）

★とびっこクラブに参加したら、他の教室には入れません。（とびっこクラブに参加した時点で学校から帰宅したことになるので、とびっこクラブに参加する前に教室に忘れ物が無いか確認してから参加するよう、お子様にお伝えください）

★自転車通学は、禁止です。

7.保険…とびっこクラブでは保険登録（傷害保険：本人がケガをした場合、賠償責任保険：他人にケガをさせた場合）しております。

《保険の適用範囲の例》 （①は学校の保険、②はとびっこの保険、③は保険適用外です。） 学校→とびっこクラブ→自宅　　学校→自宅→とびっこクラブ→習い事→自宅 ①　②　①　②　②　③

（連絡先）

	電話番号	メールアドレス
三小とびっこ	080-1211-3955	san-sho.hokago@docomo.ne.jp
大小とびっこ	090-7734-4631	oh-sho.hokago@docomo.ne.jp
三原小とびっこ	090-4677-7066	mihara-sho.hokago@docomo.ne.jp

※ 携帯電話は支援員の勤務時間のみ電源が入っています。

※ それ以外の緊急の連絡は厚生係２－５５７０までお願いします。

☆とびっこクラブＱ＆Ａ

Ｑ　産休・育休中は入会できますか？

Ａ　産休中は要件が認められますが、育休中は入会要件になりません。ただし、４月中に復職予定の場合は、４月１日から利用できます。就労証明書に復職日や、復職した場合の勤務日等を記載して提出してください。復職後には「復職証明書」を提出してください。

産休中：平日のみ利用可（土曜日不可）　育休中：全日利用不可（退会になります）

Ｑ　途中外出はできるのでしょうか。

Ａ　クラブからの途中外出は、病院への通院・学校の調べ物、夏休みの学校のプール授業等の場合に可能です。その他の理由（習い事、友達の家に出かけるなど）では途中外出はできませんので、早退又は欠席になります。

Ｑ　おやつの時間より前に早退する場合には、その日のおやつは持ち帰ることができるのでしょうか。

Ａ　持ち帰りはさせていません。

Ｑ　とびっこクラブもがじゅまる広場も利用したいのですが、２枚の申請書の提出が必要ですか？

Ａ　必要です。

とびっこクラブは利用する児童ごとに１枚ずつ申請書を提出してください。

がじゅまる広場は１世帯ごとに１枚、申請書を提出してください。

【補足】「保育の必要な日」と「出席日数」の考え方

①保護者の通勤等が重なっている日が、「保育の必要な日」となり、それが月～土に３日以上あることが要件です。

〈例１〉

			月	火	水	木	金	土	日
保護者の就労等	父	週５日就労	勤務	勤務	勤務	勤務	勤務	休	休
	母	週３日就労	休	勤務	勤務	勤務	休	休	休
保育の必要な日の判定			あたらない	○	○	○	あたらない	あたらない	

⇒保育の必要な日が３日となり、対象となる。

〈例２〉

			月	火	水	木	金	土	日
保護者の就労等	父	週４日就労	休	勤務	勤務	勤務	勤務	休	勤務
	母	週３日就労	勤務	休	勤務	休	休	勤務	休
保育の必要な日の判定			あたらない	あたらない	○	あたらない	あたらない	あたらない	

⇒保育の必要な日が１日となり、対象とならない。

②保育の必要な日の出席日数が３日以上あることが要件で、定期的な習い事・塾等に行っている場合は差し引いて換算します。

〈例３〉

	月	火	水	木	金	土	日
保育の必要な日の判定	あたらない	○	○	○	あたらない	あたらない	あたらない
児童の状況	塾	出席	出席	出席	塾		

⇒保育の必要な日でがじゅまる、とびっこに出席する日が３日以上あるので対象となる。

〈例４〉

	月	火	水	木	金	土	日
保育の必要な日の判定	あたらない	○	○	○	あたらない	あたらない	あたらない
児童の状況		塾で欠席	塾で欠席	出席			

⇒保育の必要な日でがじゅまる、とびっこに出席する日が３日未満なので対象とならない。

〈例5〉

	月	火	水	木	金	土	日
保育の必要な日の判定	○	○	○	○	○	あたらない	あたらない
児童の状況	塾で欠席	出席	出席	出席	塾で欠席		

⇒保育の必要な日（５日）でがじゅまる、とびっこを欠席する日が２日（－２日）、出席は３日となり、対象となる。

申請要件確認シート

ＳＴＥＰ１　〈保護者の就労の場合の要件〉　就労以外の場合の要件はＰ.3参照

要件	１日に４時間以上である	月曜～土曜で３日以上（４週で１２日以上）である
父		
母		

●上記項目をすべて満たしていることが必要です。

ＳＴＥＰ２　〈保育の必要な日等の判定〉

		月	火	水	木	金	土	日	計
保護者の就労等 ＊就労している日に〇	父								
	母								
①保育の必要な日の判定 ＊あたる日に〇									
②児童の欠席状況 ＊「保育の必要な日」の欠席日に×									

「保育の必要な日」が月～土に３日以上（４週で１２日以上）あり、その日に欠席する日数を－（マイナス）します。

①　　日（〇の数）－②　　日（×の数）＝　　日

●３日以上になる⇒要件あり。
●３日未満になる⇒要件がないので申請はできません。

要件に該当した場合は、指数を計算してください。

ＳＴＥＰ３　〈指数の算定〉

基準指数		
調整指数	保育の必要な日数調整	
	世帯状況による調整	
	祖父母による調整	
	学年による調整	
	利用時間による調整	
	その他	
	合計	

●５以上になる⇒申請対象です。
●５未満になる⇒クラブの対象にはなりません。